

菓子製造業従事証明書の記入について

菓子製造業従事証明書は、製菓衛生師試験受験資格の認定に必要な重要書類です。従事証明に当たっては、特に次の事項に注意してください。

- ※ 例年、従事証明書の不備により受験できない出願者が少なくありません。受験願書の提出前に、証明事項に誤りがないかを入念に確認してください。
- ※ 虚偽の記載をした受験願書や菓子製造業従事証明書を提出したことが判明した場合は、受験及び合格を取り消すことがあります。とともに、有印私文書偽造等の罪にも問われることがあります。申請後、保健所等の担当者から、内容確認等の電話をさせていただく場合があります。

1 受験資格に関する注意事項

- (1) 正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、**週4日以上かつ1日6時間以上の勤務に2年以上従事している場合は、受験資格として認められます。**
- (2) 受験資格となる菓子製造業の範囲は、下記の**ア～ウ**のいずれかとします。

ア **菓子製造業**（食品衛生法施行令第35条第11号又は食品衛生法の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号）

イ **複合型そうざい製造業のうち菓子製造業を営むもの**（食品衛生法施行令第35条第26号）

ウ **複合型冷凍食品製造業のうち菓子製造業を営むもの**（食品衛生法施行令第35条第28号）

次の場合は、受験資格として認められません。

・「菓子を製造する営業」に該当する施設に勤務しているが、接客業務（会計・ホールスタッフ等）、運搬・配達業務、食器洗浄等、**直接菓子製造業務に従事していない場合。**

・「菓子を製造する営業」の営業許可がない施設で菓子製造業に従事する場合。例えば、レストラン、ホテルなどの飲食店営業施設で、その営業所内で客に提供するパン・ケーキ等の製造に従事している場合。

2 記入上の注意事項

- (1) 証明者は、次のとおりとしてください。受験者本人は記入、修正できません。

ア 原則として法人又は事業所の代表者（以下、「営業者」という。）が証明すること。**営業者とは、法人の代表者又は個人事業主のことをいいます。**営業者でない店長、工場長、支配人等は証明者ではありません。（証明者についてご不明な点がございましたら本案内末尾に記載の問い合わせ先までお電話ください。）

イ 営業者と受験者が同一人、配偶者若しくは二親等以内の血族（親子・兄弟姉妹・祖父母・孫）の場合又は廃業等の理由により元の営業者がいない場合は、所属する食品営業関係団体（菓子工業組合、食品衛生協会等）の長が証明してください。ただし、組合等に加入していない場合、証明者は第三者である営業者2名とし、うち1名は同業者（菓子製造業等の許可を有する者）とします。

- (2) 証明に用いる印は、次のとおりとしてください。

ア **個人事業主が証明する場合：印鑑登録された印（実印）**

イ **法人代表者が証明する場合：法務局に登録してある職印**（代表取締役印、社長印、代表社員印、理事長印等。代表者等個人の実印ではありません。また、**社印、組合印、団体印等のみでの証明は認められません。**）

- (3) 内容を訂正する場合は、**必ず訂正箇所に二重線を引き、証明印と同じ印を押印したうえで訂正してください。証明者が2名の場合、訂正印も2名分必要となります。**（異なった印影の訂正印を押印した場合や修正液等による訂正は、証明が無効となります。）

- (4) 複数の従事施設での従事期間を通算して菓子製造業従事期間が2年以上となる場合は、その従事施設ごとに菓子製造業従事証明書が必要になります（様式を未記入の状態に複写して使用してください）。なお、同一期間に複数施設で勤務していた場合は、その勤務日数及び時間の合算はできません。

- (5) 菓子製造業務内容は、従事する製造業務の内容及び「菓子名」又は「品名」を具体的に記載してください。

- (6) パート・アルバイトの方は、週当たりの勤務日数及び1日当たりの勤務時間を必ず記載してください。

- (7) 印鑑登録された印であることを確認するため、印鑑登録証明書を提示していただく場合があります。

記入例

消せるボールペン等は使用しないでください。

許可年月日等は最新の
営業許可書のものを記載
してください。

菓子製造業従事証明書

氏名	愛知 太郎	生年月日	昭和 (平成) 11年 1月 1日	性別	男 女
住所	一宮市古金町一丁目3番地				
従事施設	名称	〇〇製菓			
	所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番地2号			
営業許可内容	1 菓子製造業 2 複合型そうざい製造業 3 複合型冷凍食品製造業				
	許可保健所	名古屋市中 保健所			
	許可年月日 許可番号	令和7年 3月 25日 7中保管 第 1-11号			
雇用形態	1 営業者 2 正社員 (3) パート・アルバイト等				
菓子製造業務内容	和菓子材料の調整及び和菓子の製造 (水羊羹など) *「ケーキの材料調整及び製造」等、「菓子名」又は「品名」を具体的に記入すること。				
従事期間	令和4年 4月 1日から	パート・アルバイト等のみ記載			
	令和8年 6月 12 日(実印)	4日/週 6時間/日			

施設が愛知県内の場合、
第〇-〇〇号の前にある
数字及び漢字も記入して
ください。

現在も勤務中の場合は、証明をした日
までの期間で計算してください。

1か月未満は切り捨ててください。(注3)

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和8年 6月 12日

訂正する場合は、必ず証明に
使用した印章で訂正印を押印
してください。
修正液や修正テープの使用は
不可。

証明者職を忘れずに
記入してください。
証明者が個人事業主
の場合は、「営業者」と
記載してください。

証明者住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
施設又は団体の名称 〇〇製菓
証明者職・氏名 営業者 山田 一郎
電話 052-111-1111

証明者住所
施設又は団体の名称
証明者職・氏名
電話

証明者が個人事業主の
場合は実印を押印して
ください。
証明者が法人、団体等
の代表者の場合は、そ
の代表者の職印を押印
してください。

印

- (注) 1 証明者は原則1名で、受験者が従業員の場合は営業者とする。
2 営業者と受験者が同一人、配偶者若しくは二親等以内の血族の場合又は廃業等の理由により元の営業者がいない場合は、所属する食品営業関係団体の長が証明してください。ただし、組合等に加入していない場合、証明者は第三者である営業者2名とし、うち1名は同業者(菓子製造業等)とします。
3 従事期間は証明日当日までの期間を記載すること(従事期間の計算で1か月未満は切り捨て)。